



労基署便り 令和2年度 No.4

大河原労働基準監督署



◎ 令和2年労働災害発生状況（1～6月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	26	25	-1	193 (1)	198 (3)	5
食料品製造業	4	11	7	88	87 (2)	-1
機械金属製造業	13 (1)	6 (1)	-7	49 (1)	55 (1)	6
建設業 計	15	12	-3	145 (4)	130	-15
土木工事業	7	2	-5	49 (2)	38	-11
建築工事業	7	3	-4	76 (2)	61	-15
その他の建設	1	7	6	20	31	11
運輸交通業 計	5	3	-2	162 (1)	146 (1)	-16
陸上貨物運送業	5	3	-2	118 (1)	98 (1)	-20
商業	7	11	4	164 (1)	150	-14
全産業	83 (1)	70 (2)	-13	954 (10)	933 (6)	-21

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

安全衛生関係法令等の改正について

1 特定化学物質障害防止規則（以下「特化則」という。）等の改正

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになり、ばく露防止措置や健康管理を推進するため特化則等が改正されました。金属アーク溶接・溶断等の作業を行う際は特化則が適用されますので、以下の規定を遵守する必要があります。

- (1) 全体換気装置等による換気（屋内）
- (2) 金属アーク溶接等の作業を新たに採用し、又は変更する際は、空気中の溶接ヒューム濃度の測定（屋内）
- (3) 測定結果に応じた作業環境改善措置等の実施（屋内）
- (4) 有効な呼吸用保護具の使用（屋外・屋内）
- (5) 特殊健康診断の実施（特化則第39条、マンガン及びその化合物と同じく）
- (6) 特化則管理第2類物質としての作業管理等（特化則等の既存規定の適用）（屋外・屋内）
 - ①労働衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（安衛則第35条）
 - ②汚染されたばら、紙くず等の処理（特化則第12条の2）
 - ③不浸透性の床（特化則第21条）
 - ④特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条）
 - ⑤関係者以外立入禁止措置（特化則第24条）
 - ⑥運搬貯蔵時の容器等の使用（特化則第25条）
 - ⑦休憩室の設置（特化則第37条）
 - ⑧洗浄設備の設置（特化則第38条）
 - ⑨喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
 - ⑩有効な保護具の備え付け（特化則第43条、第45条）



※ 一部を除き令和3年4月1日から施行されます。（（6）の④などは令和4年3月31日まで適用されず）

2 石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）等の改正

建築物などの解体・改修の作業については、石綿障害予防規則等に基づき、石綿の有無に関する事前調査など石綿ばく露防止のための措置が義務づけられていますが、建築物の老朽化による解体工事等が今後増加すると予想されるため、石綿則を改正し、ばく露防止対策のより一層の充実を図られるようにしたものです。主な改正点は、裏面のとおりで、令和3年4月1日に施行されます。（裏面1の事前調査者の資格等については令和5年10月、4のけい酸カルシウム板1種については令和2年10月に施行）

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

※ 上記1及び2の法令改正の詳細は、労働局又は厚生労働省のホームページ等にてご確認ください。

労災保険給付が変わります

複数の会社等に雇用されている労働者の方々への
労災保険給付が変わります

「労働者災害補償保険法」が改正されました

改正法の施行日（令和2年9月1日）以降に、けがをした労働者の方や病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方が以下の改正事項の対象となります。

※ 原則けがなどをされた時点で、複数の会社で働かれている方が対象です。

賃金額を合算して保険給付額等を決定

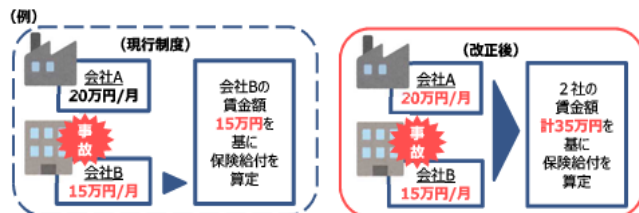
現行制度

災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。



負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価

現行制度

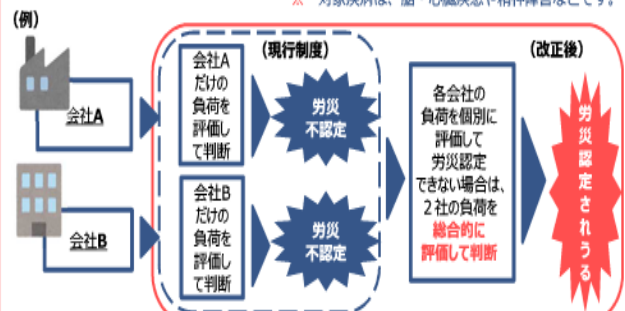
それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、

すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断

※ 対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害などです。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。）

登録はこちらから。

